

第七章 日 当

(日 当)

第四十一条 日当は次表のとおりとする。

半日(往復二時間を超え、四時間まで)	三万円以上五万円以下
一日(往復四時間を超える場合)	五万円以上一〇万円以下

2 前項にかかわらず、弁護士は依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額  
 することができ。

3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。

旧会規一四条の二に対応する。

意義は三条二項及び同項の解説を参照されたい。特に、自宅から直接出張した場合でも、事務  
 所在地を起点として計算すること、裁判所での証人尋問がまる一日かかった場合、家事調停で  
 半日かかった場合等、委任事務自体を処理するための拘束時間は日当の対象とならないこと等に  
 は注意が必要である。

1、一 項

日当の額を規定する。

半日（往復二時間を超え、四時間まで） 三万円以上 五万円以下

一日（往復四時間を超える場合） 五万円以上一〇万円以下

移動のための交通費は日当には含まれず、実費に該当する。

2、二 項

増減額を規定する。

3、三 項

予め概算で依頼者から日当を預かることができる旨の規定で、四条の特に定めのあるときである。